

盛岡地域職業訓練センターの無償譲渡に係る承認について

平成 23 年 2 月 18 日

商 工 観 光 部

1 報告事項

(独)雇用・能力開発機構所有の盛岡地域職業訓練センターについては、国の廃止方針を受け市が無償譲渡を受けることとし、平成 22 年 11 月 8 日付けで(独)雇用・能力開発機構あて売払申請書を提出していた。

(独)雇用・能力開発機構は、当該財産処分について国(厚生労働大臣)から認可されたことから、平成 23 年 1 月 27 日付けで当市に対して売り払いについての承認をしたもの。

2 譲り受ける施設

盛岡地域職業訓練センター 昭和 58 年 4 月建設

【主である建物】

- (1)所在地 盛岡市加賀野四丁目118番地6
- (2)種類 事務所
- (3)構造 鉄筋コンクリート造陸屋根渡廊下付3階建
- (4)数量 1階467.64㎡ 2階469.40㎡ 3階469.40㎡ 計1,406.44㎡

【付属建物】

- (1)所在地 盛岡市加賀野四丁目118番地6
- (2)種類 実習場
- (3)構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建
- (4)数量 412.03㎡

3 これまでの経緯

H22.01.05 県から、H22年度末をもって廃止、建物の譲渡を希望する自治体に譲渡する旨の国の通知(写し)が送付される。

H22.5.14 国の譲渡等に係る基本方針が県あて通知される。

H22.7.13 県から施設の譲渡に関して、県は譲渡を受ける考えはなく、盛岡市が譲渡を受けるのが適であると考えている旨口頭で説明を受ける。

H22.7.27 機構から県に対し、施設の譲渡に係る基本方針の具体的な取扱いが通知され、譲渡先は土地所有者である地方公共団体(市)とされる。

H22.8.4 地域職業訓練センターが所在する関係4市長(盛岡、一関、二戸、奥州)連名で、県が譲渡を受けるよう要望書提出。知事は県が譲渡を受けるのは難しい旨回答。

H22.8.12 機構から県に対し、施設の譲渡価格が無償と提示される。

- H22. 9.10 9月議会において「市で受けざるを得ないと考えている」と答弁。
H22.11. 8 雇用・能力開発機構に対する売払申請書を県に提出。
H23. 1.27 雇用・能力開発機構から売払申請に対する承認通知を受理

4 今後のスケジュール

- 2月 重要事項の説明, 当該説明事項の確認
3月上旬 譲渡契約の締結
3月末 引き渡し, 土地賃貸借契約の解除, 譲受け (所有権移転登記)

5 譲渡後の施設活用

譲渡後は普通財産として管理し, これまで管理運営をしていた (職) 岩手中央職業訓練協会が従前どおり職業訓練事業を行うことを条件に貸し付ける予定であること。

なお, 施設の修繕に関して, 国の激変緩和措置として, 国が平成23年度から3年間修繕費の負担を行うこと。激変緩和措置終了後の修繕は, 国・県・市が各1/3負担する予定であること。